

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木)午後1時30分から午後2時29分

2. 開催場所 合志市役所 合志庁舎2階大会議室

3. 出席委員(12人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生

4. 欠席委員(2人)

委員	6番	松野	克紀
〃	13番	村上	裕宣

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地所有適格法人設立届出について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員指名について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 ただいまから、令和2年9月の農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたり、福島会長からご挨拶申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆様こんにちは。台風のほうの被害が思ったより少なく、本当にほっとしているところですが、皆様のところはいかがだったでしょうか。

それから、先ほど、私も農地のパトロールを先日やってまいりましたけれども、農地のほうの特にWCSのほうにウンカがかなり出ている、坪枯れしているところがある所かありまして、一斉消毒はありましたけれども、今後また広がるのではないかとちょっと心配をしているところでございます。

それから、ご報告を2点ほどさせていただきます。まず、〇〇地区担当の〇〇推進委員さんの奥様が60歳でお亡くなりになりました、8月27日が告別式だと思いますが、少し連絡が不行き届きで大変申し訳なかったんですが、28日にご自宅の方にお悔やみに行ってまいりました。互助会のほうから香典のほうを出させていただきましたので、ご了承ください。

それから、8月30日に国会議員の方をお迎えして、農地利用最適化推進計画を実現させるための意見書というのを提出させていただきました。テルサのほうでありましたけれども、その中で特に気になったところがありましたので、何点かご報告させていただきます。

いろいろ皆さんの中から、この意見書につきましては、前回の8月の会のときに皆様のお手元にまわっているものでございます。人吉のほうの会長さんからは、かなりの被害が出ておまして、激甚災害のほうに指定されたということで、農業基金のほうから2分の1の支援は出ますということがお話しされました。また、人吉球磨方面に関しましては、WCSの8万補助というのがありますけれども、収穫ができなくてもこちらの補償はやりたいということで、議員のほうからのご意見が出ておりました。

それから、甲佐町のほうからは、コロナ対策の支援として、こちらのほうも考えていただきたい。あるいは、山都町のほうからは次世代人材支援、こちらのほうも、独立して親と全く別の農業をするのではなくて、親子間でそれぞれに同じものを作っても支援をいただくような支援、親子間支援というのを考えていただければというものが出ておりました。確かにそれは本当にそうだなあと思います。実際にしっかり最後までやられている方というのは、親子間での後継ぎの方のほうは、かなり確率的にも継続的に農業をされているという数字も出ているということですので、そういったところで支援をお願いしたいということは言ってらっしゃいました。

私のほうから、女性の立場ということもありますので、女性に対するいろいろな活躍の場所を、農業委員会の中でも考えていただきたいというようなことをお話をさせていただきましたし、あと、やはり親子間支援に関しましては、合志市の中でも事例がいくつか私も見ておりますので、せっかく頑張っていらっしゃる方に支援がいかないというのは、本当に辛いなあとということもありましたので、そういった事例をお話してお願いしたところでございます。

そういったところでございましたが、きょうは、なかなか皆さんとお会いする機会というのが大変少なくて、推進委員の皆さん方も本当に何をやっていいのかと

迷ってらっしゃる方が大変多かったので、やはり農業委員さん、推進委員さんというのは、農地と人を結ぶ役割というのをしっかり考えていただいて、皆さん方で地域の中にしっかり入り込んで、何か疑問点とかありましたときには、ぜひお声掛けをいただければ大変うれしいなあと考えております。

ちょっと挨拶が長くなりましたけれども、本日もよろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、松野委員と村上委員から欠席の連絡が入っております。

合志市農業委員会会議規則第6条に規定しております過半数の委員がおそろいでございます。本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

それでは、3の議事に入ります。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 議事録署名者につきましては、9番の峯委員、10番の嶋田委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、2番の吉川委員、5番の衛藤委員、7番、吉岡委員、9番、峯委員、10番の嶋田委員、以上5名の委員の方々へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

（3）議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定につきまして上程いたします。

使用貸借権設定、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、使用貸借権設定について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年9月10日提出、合志市農業委員

会会長、福嶋求仁子。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、新規参入でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページとなります。

図面斜線部分が申請地です。県道住吉熊本線の西側、県道辛川鹿本線の北側の農地です。

次に2ページ、3ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は一般法人であるが、代表社員が農業に従事し、解除条件付きの契約書も取り交わしているため、該当しません。

第3号の信託要件は、信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、田及び畑として米と法蓮草を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ、該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ、よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の10番、嶋田委員さんに農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番（嶋田昭一君） それでは、現地調査につきましてご報告いたしたいと思っております。

8月31日に上野推進委員さんと事務局とで現地を調査しました。借人は一般法人で新規参入とのことですが、代表者社員所有の田畑でもあり、数年前から手伝いとして農作業の勉強をされていたそうです。引き続き米とほうれん草を生産されるという予定です。特に問題はないと思っております。

どうぞご審議をお願いいたしたいと思っております。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1について、

承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年9月10日提出、合志市農業委員会、会長、福嶋求仁子、記

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の5ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線及びカントリーパークの西側に位置する農地です。

次の6ページが申請地の現況です。

次の7ページが配置図です。申請者は建築工事業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、資材置場を整備する計画です。

8ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の9ページでお示ししておりますとおり、約7haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地となり、申請地以外の場所でも資材置場に適する場所はないか検討を行われた上での申請であり、許可要件を満たしているということになります。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年9月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性につきましては、資材の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、9番、峯委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年8月31日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が資材置場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしく審議の方を願います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は車両置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の11ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道熊本菊鹿線の東側、中央運動公園の南側に位置する農地です。

次の12ページが申請地の現況です。

次の13ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、申請者自身が営む自動車整備業の車両置場として使用する計画です。

14ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の15ページにお示ししておりますとおり、約0.8ha

の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地となり、申請地以外の場所でも車両置場に適する場所はないか検討を行われた上での申請であり、許可要件を満たしているということになります。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年9月15日から事業に着手し、令和2年9月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、車両置場の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、吉川委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（吉川幸人君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年8月31日の午前、私と坂口推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が車両置場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしく審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、御代志市民センターの南西側、ルーロ合志の西側に位置する農地です。

次の18ページが配置図です。申請者は個人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、平屋建て住宅1棟を整備する計画です。

次の19ページが申請地の現況です。

20ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の21ページでお示ししておりますとおり、おおむね300m以内に市役所支所であります御代志市民センターが存在しますことから、おおむね300m以内に市役所(支所)が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年10月10日より工事に着手し、令和3年5月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に8月11日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに現地調査の結

果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年8月31日午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がたつとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画の集落内開発区域内第3種農地であり、何ら問題はないかと思っております。よろしく審議の方を願います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、義理の親子間による農地の使用貸借です。

議案書別紙の23ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道辛川鹿本線の西側、県道大津西合志線の北側に位置する農地です。

次の24ページが申請地の現況です。

次の25ページが配置図です。申請者は個人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を借り受け、2階建住宅1棟を整備する計画です。

26ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、申請地は次の27ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常

生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年10月1日より工事に着手し、令和3年5月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、本申請地につきましては合志土地改良区の受益地であり、申請地横に土地改良区の排水路も設置されていますので、転用申請に際しましては事前に土地改良区との協議を行っていただいた上で、土地改良区からの了承を得られた証として、合志土地改良区の意見書を申請書の添付資料として提出いただいております。

また、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に9月3日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年8月31日の午後、私と緒方推進委員さんと農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画の集落内開発区域内の第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているため何ら問題はないかと思います。

よろしく審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしよ

うか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用で、親子間による農地の使用貸借です。

議案書別紙の29ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道住吉熊本線の西側に位置する農地です。

次の30ページが申請地の現況です。

次の31ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を借り受け、2階建て住宅1棟を整備する計画です。

32ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の33ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年10月1日より工事に着手し、令和3年9月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、衛藤委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（衛藤彰一君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和2年8月31日の午後、私と宮寄推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借受人が農家住宅として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落に接続しているため何ら問題はないかと思っております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件につきまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、番号3の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間による農地の使用貸借です。

議案書別紙の35ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、西合志図書館及び御代志市民センターの西側に位置する農地です。

次の36ページが申請地の現況です。

次の37ページが配置図です。申請者は個人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を借り受け、2階建て住宅1棟を整備する計画です。

38ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、申請地は農

業公共投資はされておらず、次の39ページでお示ししておりますとおり、おおむね300m以内に市役所支所であります御代志市民センターが存在しますことから、おおむね300m以内に市役所（支所）が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年10月1日より工事に着手し、令和3年3月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に8月28日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年8月31日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、借受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は、都市計画の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思われます。

よろしく審議の方を願います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。何かご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地転用適格法人設立届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

第3号議案、農地所有適格法人設立届出があったので、審議の上承認を求める。令和2年9月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり。議案書別紙の40ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の四つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか一つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになります。

今回、当該法人から農地所有適格法人として農地を借り受けたい旨申請がございまして、その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の11ページの利用権設定の24番から27番の案件ですが、当該法人につきましては今回が初めての申請ということで、次の第4号議案で農地の利用権設定をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

これまでは、農地所有適格法人ではない一般法人である親会社において、業務の一部門として、一般法人の解除条件付き賃貸借により農地の権利を取得し農業経営を行ってこられました。年々規模拡大を図り、安定した農業経営が見込まれる状況となったため、農業部門を別法人として独立させ、農業を専門に行う法人を設立されたものでございます。

当該法人につきましては、主にイチゴ、ネギ、ニンニクの生産・販売、イチゴ狩り等の観光農園を行う法人で、議案書別紙の40ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の41ページから51ページまでの部分になります。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明がございました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、質問やご意見ないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地所有適格法人設立届出につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地所有適格法人設立届出は、原案のとおり可決されました。それでは、議長を大藪職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者(大藪真裕美君) 続きまして、第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります14番、福嶋委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明をいたします。5ページをお開きください。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、下記のとおり取りまとめたので承認を求める。令和2年9月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり

次の6ページをお開きください。

令和2年第9回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

利用権設定、存続期間10年の田が4,909㎡、畑は0㎡でしたので合計4,909㎡でございます。5年の田が10,185㎡、畑は63,818㎡でしたので合計74,003㎡でございます。3年の畑が4,308㎡でございます。

今回の田の小計は15,094㎡、畑の小計は68,126㎡でしたので合計83,220㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は196,493㎡、畑の小計は504,554㎡で合計701,048㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の畑の小計は3,840㎡でございます。

続きまして右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は3,812㎡、畑の小計は45,931㎡で合計49,743㎡でございます。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい

ると考えます。

次の7から11ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、11ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、6件、16,399㎡でございます。

内契約予定件数は、2件、10,078㎡でございます。

内契約が無い件数、2件、6,321㎡でございます。

なお、こちらの内契約が無い農地については、地主さんで適正に管理されるということです。

これで説明を終わります。

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑等ございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第4号議案の審議が終わりましたので、退席中の福嶋委員は着席されるようご案内いたします。

議長を会長に交代いたします。

○**議長（福嶋求仁子君）** それでは、第5号議案、農地のあっせん委員指名につきまして上程いたします。

番号1について、事務局に説明を求めます。

○**事務局** 議案書12ページをお開き願います。

第5号議案、農地のあっせん委員指名について、下記のとおり指名する。令和2年9月10日提出、合志市農業委員会、福嶋求仁子、記

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書に記載しておりますとおりです。申し出内容は賃借です。

続けて申請地の場所ですが、13ページになります。

図面太枠斜線部分が申請地で、今町公民館の西側の農地です。農地の現況につきましては、図面左下写真のとおりです。

あっせん申出の理由としましては、前の借り手の方との契約が今年の6月末で期間満了で切れたんですが、地主さんとしては引き続きその方に貸すのではなく、別

の方に貸したいとのことでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地域の担当委員であります中嶋委員、橋本推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何か質疑はございませんでしょうか。この件に関しまして何かございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員指名、番号1につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員指名、番号1につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますが、よろしくお願ひいたします。

続きまして、農地のあっせん委員指名、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 番号2の申出者の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書に記載しておりますとおります。

続けて申請地の場所ですが、14ページになります。

図面太枠斜線部分が申請地で、県道大津西合志線及び蓬原工業団地の南側の農地です。

農地の現況につきましては、図面下側の写真のとおりです。

あっせん申出の理由としましては、地主さんは高齢のため本格的な農業は出来ないものの、栗の栽培だったら経験があり、そこまで手間もかからずできるだろうということで、数年前に栗の苗木を植えられたそうですが、思うように育たず、現在は周りに迷惑をかけないように草刈りの管理だけしているとのこと、出来ればどなたかに借りていただきたいということでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地域の担当委員であります松野委員、上野推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。この件に関しましてよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員指名、番号2につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員指名、番号2につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますが、よろしく願いいたします。

以上で議案のほうが終わりました。

-----○-----

(4) 閉会

○議長(福嶋求仁子君) それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、令和2年9月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時29分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年9月10日

合志市農業委員会会長

農 業 委 員

農 業 委 員